

野菜価格安定対策事業を利用している生産者の皆様へ

〔収入保険への加入を検討される際の注意点について〕

POINT

1

- 令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される方は、1年間に限り、収入保険と野菜価格安定対策事業<sup>(注)</sup>を同時利用することができます。  
ただし、過去に収入保険に加入したことがある場合や同時利用をした翌年以降は同時利用はできません。

POINT

2

- 収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定対策事業の生産者の負担金の双方を支払います。

POINT

3

- また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定対策事業の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除します。

POINT

4

- 収入保険のみに加入される方は、お手数ですが、必ず野菜価格安定対策事業を利用しない意思及び期間をJA又は登録出荷団体に書面で申告するとともに、収入保険の加入申請時に、NOSAIに写しを提出してください。  
連絡がなく、同時利用となれば、収入保険で保険金等を受け取れない場合もあります。

POINT

5

- ご自身がどの野菜価格安定対策事業に加入しているか、ご不明な場合には、JA又は登録出荷団体にご確認ください。

# 収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の関係の整理

○ 令和3年1月以降、初めて収入保険に加入する農業者は、当分の間の特例として野菜価格安定制度との同時利用を可能とする。

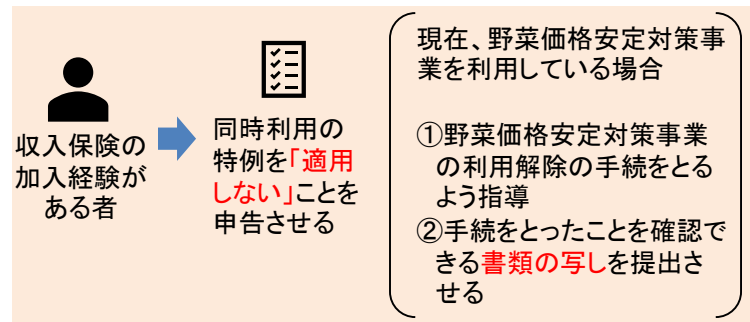
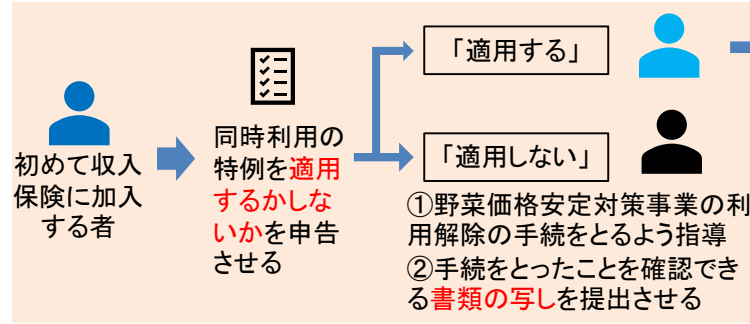
	令和元年	令和2年	令和3年	同時利用	
① 収入保険 野菜制度			新規加入 対象出荷期間 交付予約数量	○	
② 収入保険 野菜制度			新規加入 対象出荷期間 交付予約数量	○	
③ 収入保険 野菜制度			新規加入 交付予約数量 対象出荷期間	○	
④ 収入保険 野菜制度	交付予約数量 対象出荷期間	交付予約数量	新規加入 交付予約数量 対象出荷期間	○	
⑤ 収入保険 野菜制度			新規加入 交付予約数量 対象出荷期間 新規加入 交付予約数量	○	令和4年から 同時利用
⑥ 収入保険 野菜制度	新規加入	交付予約数量 対象出荷期間	加入 交付予約数量 対象出荷期間	×	過去に収入保険 加入済
⑦ 収入保険 野菜制度	交付予約数量 対象出荷期間	新規加入	加入 交付予約数量 対象出荷期間	×	過去に収入保険 加入済

# 収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用に関する手続

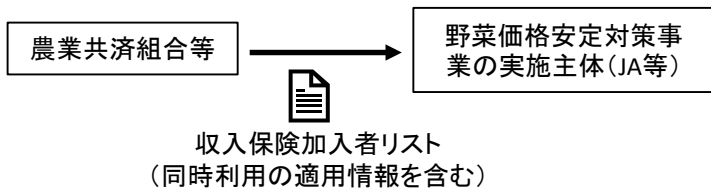
## 加入申請

### ○ 野菜価格安定対策事業との同時利用の意思確認

(全ての加入申請者に利用を確認する)



### ○ 収入保険加入者リストの提供



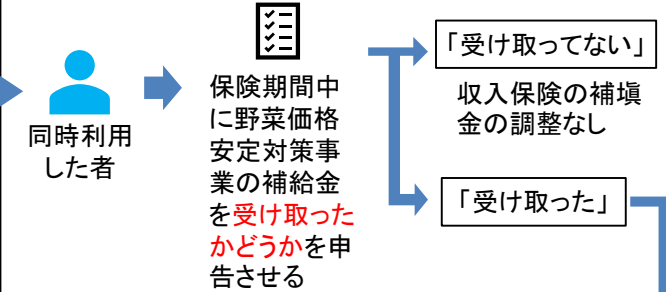
## 保険期間

同時利用している者

- 野菜価格安定対策事業の対象野菜の価格低下のみによるつなぎ融資は行わない
- 継続加入の手続を進める中で、翌年も引き続き収入保険に加入する場合は、  
①野菜価格安定対策事業の利用解除の手続をとるよう指導する(11月末まで(個人の場合))  
②手続をとったことを確認できる書類の写しを提出させる

## 保険金等の請求

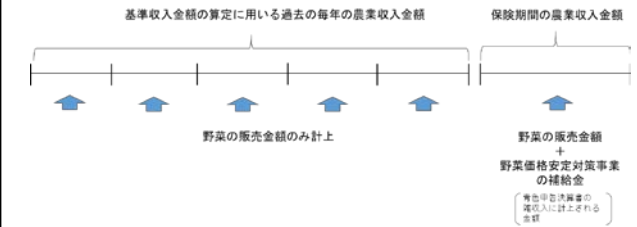
### ○ 野菜価格安定対策事業の補給金の受取確認



### ○ 収入保険の補填金の調整

保険期間中に受け取った補給金(青色申告の際、雑収入に計上)が保険期間の農業収入金額に加算(補助フォームを用いて整理)されていることを確認する

※同時利用する者の収入保険の収入の整理方法  
保険期間の農業収入金額の計算上、野菜の販売金額だけでなく、当該保険期間に受領した野菜価格安定対策事業の補給金を加算することで、両制度の補填の重複を排除する



N O S A I 全国連の業務委託先(農業共済組合等)

J A 等

○ 収入保険加入者リストのうち、同時利用の特例を「適用しない」者が野菜価格安定対策事業を利用することにならないようにするため、①野菜価格安定対策事業を利用しないことの手続を行うこと(JA等に対して申告書類を提出)、②農業共済組合等への申告書類の写しの提出を、農業者に促す

※ 農業共済組合等は「同時利用を「適用しない」者」が保険期間中に野菜価格安定対策事業を利用していることが判明した場合、収入保険の保険契約を解除する。  
 ※ JA等は、野菜価格安定対策事業を利用しないことの手続きが行われている農業者に対して野菜価格対策事業の補給金が交付された場合は、収入保険の資格が失われないようにするため、補給金の再計算や農畜産業振興機構への返還を行う。